

# 相続手続きのご案内

## ごあいさつ

この度は、ご本人様のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご親族の皆さまには謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご本人様のご生前の当金庫とのお取引につきましては、ご本人様のご逝去と同時に相続が開始しておりますので、ご相続人様には相続のお手続きが必要となります。

本冊子は、ご相続人の皆さまが相続される場合に関する一般的な流れと当金庫でのお手続きについてご案内するものです。

なお、ご相続手続きを円滑に行うために、ご相続人等の中から、実際に当金庫の手続きを行う代表者として、「相続手続依頼者」1名を選任・指定していただきますので、よろしくお願いいたします。



### 〈 目 次 〉

■ 相続に関するお手続きの流れ .....	02
■ 相続のお手続きが完了するまでのお取引について .....	03
■ 相続開始から申告までの一般的な流れ .....	05
■ ご参考 .....	06
■ 戸籍謄本の見方・入手の方法 .....	07
■ 相続人のご確認 .....	09
■ 相続人関係図 .....	11
■ 一般的な相続のお手続きについて .....	12
■ 相続の方法と必要書類チェック .....	13
■ ご提出いただく書類 .....	14
■ その他の事由により、補完的に必要となる書類等 .....	15
■ 「相続手続依頼書」について .....	17
■ 市区町村の役所・役場の方へ .....	21

# 相続に関するお手続きの流れ

相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。

## お亡くなりになったことのご連絡

- 当金庫のお取引店へご連絡ください。
- 預金の支払停止等の措置**をとらせていただきます。  
(当金庫がお亡くなりになった事実を知った時点で、支払停止等の措置をとらせていただいております)

**預金の支払停止等の措置** →P03

- 遺言書の有無の確認**をお願いします。

## 相続人の確認と必要書類のご準備

- 「お亡くなりになった方の死亡(除籍)が確認できる戸籍謄本」および「相続手続依頼者である相続人等が確認できる戸籍謄本」等のご準備をお願いします。
- お取引の内容、**相続方法により、必要な書類が異なります。**

**相続方法ごとの、必要な書類** →P13

- 必要に応じて残高証明書などの発行をご依頼ください。

**残高証明書などの発行** →P04

## 相続手続依頼書等のご提出

- 相続手続に必要な書類をご提出いただきます。  
戸籍謄本などの書類は、原本をご提出ください。  
ご提出いただいた書類については、コピーをとらせていただき、確認後に原本をご返却します。
- ご来店される方は実印をご持参ください。

※書類の確認のため、多少のお時間をいただきます。

## 相続手続完了

- 相続される方への預金の名義変更や解約金の払戻しを行います。

※払戻等のお手続きには、書類をご提出していただいてから1～2週間ほどかかりますので、ご了承ください。

※ご来店の際には、**ご本人様確認ができる公的書類(運転免許証、健康保険証等)**もご持参くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

※当金庫は、各書類のお客様の個人情報を相続手続の適切、円滑な履行のためおよび相続財産の管理、運用にかかわる相続業務、各種ご提案のため利用いたします。個人情報の取扱、利用目的については蒲郡信用金庫のウェブサイトにて公表しております。

# 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

## ①お取引内容とお取扱い方法

被相続人(お亡くなりになった方)のご預金等のお引出し、ご入金については、相続手続きが完了するまでお取扱いできなくなります。ご了承ください。また、下記のお取引につきましては、以下のように取扱わせていただきます。詳しくはお取引店へお問い合わせください。

お取引内容	お取扱い方法
預金取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・お引出し、ご入金等のお取扱いを停止させていただきます。</li><li>・キャッシュカード等のお取扱いも停止させていただきます。</li></ul>
口座振替契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・口座振替を停止させていただきます。</li><li>・口座振替契約などは引落口座の変更手続きをお願いします。</li><li>・相続手続き完了まで引き続いて口座振替のご利用を希望される場合は、別途「念書」の提出をお願いします。</li></ul>
振込入金	<ul style="list-style-type: none"><li>・振込でのご入金につきましては、返却させていただきます。</li><li>・特別な振込入金等につきましては、別途「念書」の提出をお願いします。</li><li>・家賃など継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いいたします。</li></ul>
自動継続式定期預金	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動継続式定期預金の満期日が到来しましたら、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。</li></ul>
総合口座取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。</li><li>・相殺によらず、ご返済のご希望がありましたらお取引店にご相談ください。</li></ul>
当座預金取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・当座勘定規定にもとづき解約処理をいたします。</li><li>・また、未使用の小切手・手形用紙を窓口へご返却くださいますようお願いいたします。</li><li>・なお、未決済の小切手・手形がございました場合はお申し出ください。</li><li>・解約に伴う返還金は、他のご預金の相続手続きと合せてお支払いいたします。</li></ul>
債券取引(国債等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・相続手続き完了前の売買は出来ません。</li></ul>
投資信託	<ul style="list-style-type: none"><li>・償還日等期日到来分またはお利息等につきましては、被相続人(お亡くなりになった方)の名義の指定預金口座へご入金させていただきます。</li></ul>
保険取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・当金庫でご加入いただいた保険商品であっても、個々の保険会社所定のお手続きが必要となりますので、各保険会社へお問い合わせください。</li></ul>
貸金庫契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・開扉のお取扱いは停止いたします。</li><li>・開扉、内容物のお受取り等のお手続きにつきましては、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いします。詳しくはお取引店にお問い合わせください。</li></ul>
融資取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・融資のお取引につきましては、お取引店にお問い合わせください。</li></ul>
出資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・相続手続き完了前の譲渡譲受は出来ません。</li><li>・配当金につきましても、相続手続き完了までの間は指定預金口座へのご入金を見合せていただきます。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。</li></ul>

## ②残高証明書などの発行

被相続人(お亡くなりになった方)の残高証明書、取引履歴などの発行が必要な場合は、次のとおりお取扱いさせていただきますので、お取引店にご依頼ください。

### 【1】発行のご依頼

相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人からご依頼いただきました場合には、お一人からのご依頼であっても承ります。

### 【2】必要なもの

次の書類と実印をお持ちください。

相続人	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 上記の戸籍(除籍)謄本で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる相続人の戸籍謄本 ②相続人の印鑑登録証明書、実印 ③残高証明発行依頼書(当金庫所定)・相続人の実印(当金庫との取引印でも可)を押印してください。 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)
相続人代理人	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 上記の戸籍(除籍)謄本で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる相続人の戸籍謄本 ②相続人代理人書類(委任状など) ※委任状への相続人の実印捺印および相続人の印鑑登録証明書 ③相続人代理人の印鑑登録証明書、実印 ④残高証明発行依頼書(当金庫所定)・相続人代理人の実印を押印してください 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)
遺言執行者	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ②遺言執行者であることがわかる書類(遺言書、遺言執行者選任の審判書など) ③遺言執行者の印鑑登録証明書、実印 ④残高証明発行依頼書(当金庫所定)・遺言執行者の実印を押印してください 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)
相続財産管理人	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ②相続財産管理人であることがわかる書類(相続財産管理人選任の審判書など) ③相続財産管理人の印鑑登録証明書 ④残高証明発行依頼書(当金庫所定)・相続財産管理人の実印を押印してください 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)

- ・ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗数分必要となる場合があります。
- ・融資取引については、融資お取引店に直接ご相談ください。

### 【3】発行手数料

残高証明書などの発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

# 相続開始から申告までの一般的な流れ

相続開始から申告までの、一般的な手続きの流れについてご案内します。

7  
日以内  
ご逝去から

## ご逝去～相続開始～

- 市区役所・町村役場への「死亡届」の提出

葬  
祭  
行  
事

- お通夜・ご葬儀
- 初七日法要 など

3  
ヶ月以内  
ご逝去から

## 関係機関へのお届出・お手続き ～生前の契約など、関係機関に確認が必要～

- お取引金融機関への連絡
- 公共料金などの契約者変更
- クレジットカードなどの退会届
- 年金保険・遺族年金・死亡保険金などの請求
- 年金受給の停止 など

葬  
祭  
行  
事

- 香典返し
- 四十九日法要
- 納骨式 など

(注)上記は一例です。被相続人※1によって該当しないものや他に必要なものもあります。

## 相続手続きの事前確認事項

～生前の契約など、関係機関に確認が必要～

- 相続人のご確認(法定相続人の特定) → P07～P11
- 遺言書がある場合・ない場合のご確認 → P13
- 公正証書遺言以外の遺言の場合は、家庭裁判所で検認が必要  
(自筆証書遺言保管制度を利用の場合を除く)
- 相続財産の調査・確認
- 特別代理人の選任(相続人に未成年者がいる場合)
- 単純承認・限定承認・相続放棄の選択

### ※1.相続人・被相続人とは

- 相続人 相続財産を引き継ぐ方のこと
- 被相続人 相続財産を引き継がれる方  
(故人様)のこと

4  
ヶ月以内  
ご逝去から

## 所得税に関するお手続き

- 被相続人の所得税の申告・納付(準確定申告※2)

### ※2.準確定申告とは

確定申告すべき人が申告前に亡くなられた場合、相続人は死亡の事実を知った日から4ヶ月以内に被相続人の所得税の確定申告および納税を行う必要があります。

4  
ヶ月以降  
ご逝去から

## 評価額確定

- 相続財産の評価額を確定

## 遺産分割協議

- 相続人全員で相続財産の分割について話し合い、遺産分割協議書を作成

## 金融機関のお手続き(相続預金の払戻・名義変更など)

- 相続人全員の署名・押印で行う方法が一般的です。  
※具体的なお手続きについては、お取引の金融機関にご相談ください。

## 不動産・有価証券の名義変更など

- 相続財産に不動産や有価証券がある場合は、遺産分割協議に基づきそれぞれ名義変更の手続きを行います。

## 相続税の申告・納付

- 相続人ひとりあたりの相続財産の額が一定以上になると、相続税の申告が必要となります。

10  
ヶ月以内

上記はあくまでも一般的な流れです。この順番でなければならないという決まりはありません。

# ご参考

## 【1】相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産についての一切の権利と義務を、死亡した人の配偶者や、一定の範囲の親族が受け継ぐことです。死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを相続人、死亡した人のことを被相続人、相続人が受け継いだ財産のことを相続財産といいます。このように相続は、人の死亡によって開始されます。

## 【2】相続財産

相続財産の主なものには下記のようなものがあります。

- ・土地、建物・現金、預金・株式、社債等
- ・債務(ローン、保証債務、連帯債務等) (注)その他さまざまな権利・義務があります。

## 【3】法定相続人

民法の定めでは、つぎのように順位および割合が決まられています。  
なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

相続人の順位	法定相続分		
	配偶者がいる場合		配偶者がいない場合
1	子などがいる場合	配偶者1/2 直系卑属(子など)1/2 <sup>(注1)</sup>	直系卑属(子など)100%
2	子などがいなく親などがいる場合	配偶者2/3 直系尊属(親など)1/3 <sup>(注2)</sup>	直系尊属(親など)100%
3	子も親もいなく兄弟姉妹などがいる場合	配偶者3/4 兄弟姉妹など1/4	兄弟姉妹など100%

被相続人の子供が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や廃除により相続権を失ったときは、その子供(被相続人の孫)が代襲して相続人となります。また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、兄弟姉妹の孫以降は代襲相続しません(代襲相続被相続人の甥・姪まで)。なお、代襲相続人の相続分は、その親の相続分を等分します。

(注1) 直系卑属:被相続人の子供(代襲相続人を含みます) (注2) 直系尊属:被相続人の父母(または祖父母)



# 戸籍謄本の見方・入手の方法

## ① 相続人を確認するためには、原則、被相続人の方がお生まれになった時から お亡くなりになった時まで連続した戸籍謄本(※)が必要となります

(一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要になる場合があります。被相続人の父母の戸籍謄本の提出をお願いする場合があります。)

※まず、被相続人の方がお亡くなりになった記載のある戸籍を取り、そこから遡って、その方が出生して初めて戸籍に記載された時の戸籍謄本へと取り進んでいきます。

※市区町村役場で戸籍謄本を請求される際には、「**相続手続きに使用する**」旨と「**被相続人が生まれてから亡くなるまでの間がわかる戸籍謄本**」とご説明いただくとわかり易いと存じます。

※被相続人の方がお生まれになった時からお亡くなりになった時までの戸籍謄本を一箇所ですべて入手できない場合があります。

## ② 戸籍のある市区町村役場で入手できますが、戸籍のある市区町村が遠隔地の場合は、 郵送により交付を受ける方法もあります。

当該市区町村役場の戸籍担当者にお問い合わせください。

## ③ 様々なケースがありますので、一般的なケースについて説明いたします。

### 戸籍謄本の例

#### 主な戸籍の変更事由

#### 昭和生まれの方の例

**1** 被相続人の方が生まれた日 **戸籍:1**

**2** 結婚 **戸籍:2**

**3** 昭和三十二年法務省令二十七号により本戸籍改製による戸籍消除 **戸籍:3**

**4** 転籍 **戸籍:4**

**5** 平成六年法務省令第五十一号による改製につき消除 **戸籍:5**

上記事項につきまして、個々の戸籍の変更を確認できる謄本が必要となります。  
この方の例では計5通の戸籍謄本が必要です。

#### 改製前戸籍

				昭和○年○月○日○で出生 父○○届出入籍 ○○と婚姻入籍 法務省令により○年○月○日新 たに戸籍を編成したため本戸籍 削除		地籍本 ○市△町××番地	改製原戸籍
		主 戸		主 戸前			
出生	妻	母	父	出生	母	父	名氏
昭和○年○月○日	花子			昭和○年○月○日			蒲郡 一郎
		長 女				長 男	

#### 現在の戸籍

				昭和○年○月○日○で出生 父○○届出入籍 ○○と婚姻入籍 平成○年○月○日○で死 同入妻○○届出		地籍本 ○市△町××番地 昭和三十一年法務省令二十七号 より本戸籍編成	
		主 戸		主 戸前			
出生	妻	母	父	出生	夫	母	父
昭和○年○月○日	花子			昭和○年○月○日	<del>蒲郡 太郎</del>		
						長 男	
							蒲郡 太郎

## 戸籍謄本(全部事項証明書)の例

戸籍謄本は、個人の氏名、生年月日、父母との続柄や配偶者関係などを記録した戸籍を、原本のまま転写したものです。データで戸籍を管理するようになって以降は、「戸籍全部事項証明書」や「全部事項証明書」とも呼ばれます。

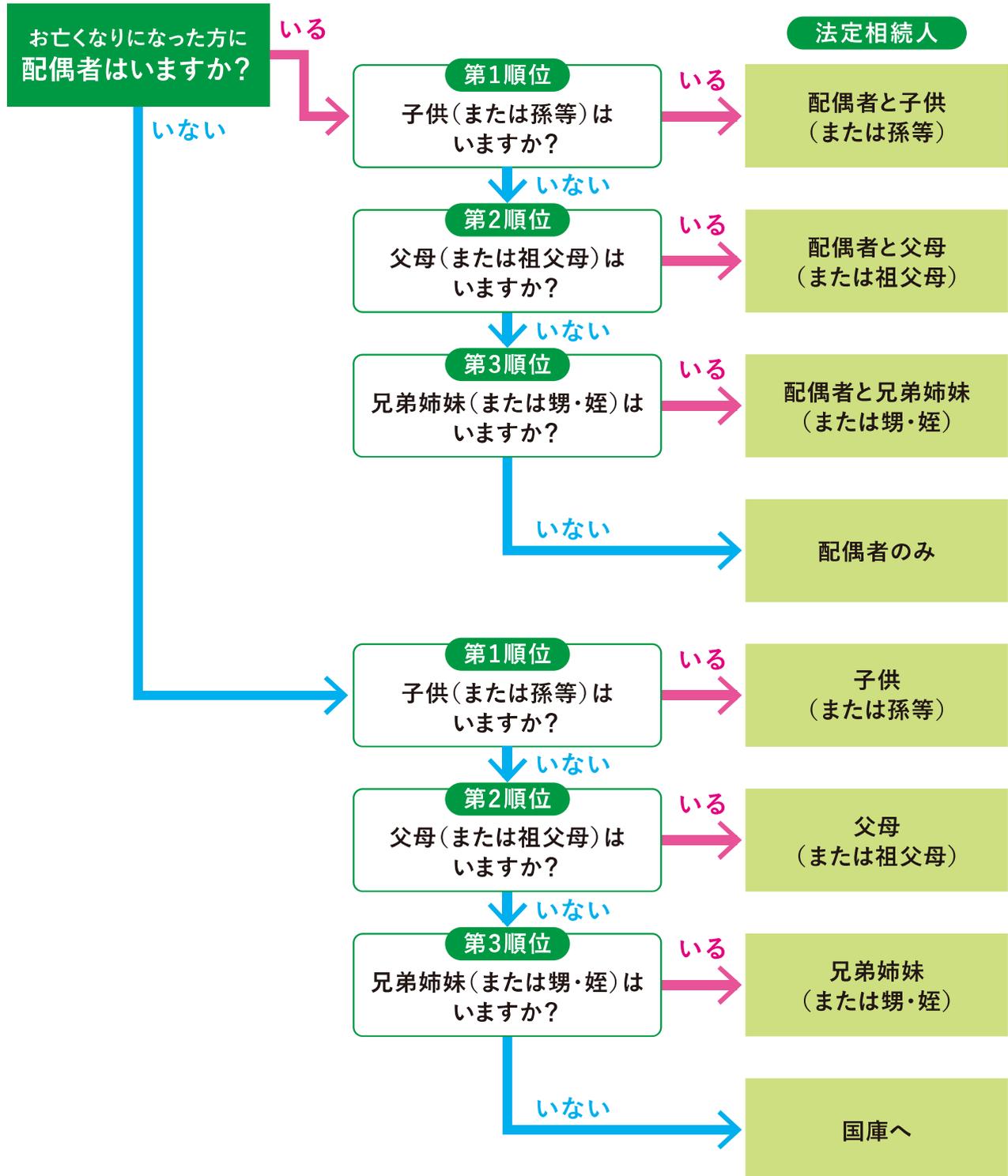
		(1の1)	全部事項証明書
本籍氏名		〇〇市△△町××番地 蒲郡 太郎	
戸籍事項 戸籍改製		【改製日】平成10年2月〇日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者		【名】 太郎 【生年月日】 昭和〇年〇月〇日 【配偶者区分】 夫 【父】 蒲郡 梅太郎 【母】 蒲郡 コネ 【続柄】 長男	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p>(注意) このような記載がある場合、改製日前に結婚等で除籍された方については、この戸籍謄本には記載されないため、改製原戸籍が必要となります。</p> </div>
身分事項 出生		【出生日】 昭和〇年〇月〇日 【出生地】 愛知県〇〇〇 【届出日】 昭和〇年〇月〇日 【届出人】 父	
婚姻		【婚姻日】 昭和28年6月20日 【配偶者氏名】 蒲郡 花子	
養子縁組		【縁組日】 昭和39年10月10日 【共同縁組者】 妻 【養子氏名】 〇〇 さやか	
死亡		【死亡日】 令和〇年〇月〇日 【死亡時分】 午後12時30分 【届出日】 令和〇年〇月〇日 【届出人】 親族 △△△△	
戸籍に登録されている者		【名】 花子 【生年月日】 昭和△年△月△日 【配偶者区分】 妻 【父】 信金 次郎 【母】 信金 ハナ 【続柄】長女	
身分事項 出生		【出生日】 昭和△年△月△日 【出生地】 愛知県〇〇〇 【届出日】 昭和〇年〇月〇日 【届出人】 父	
婚姻		【婚姻日】 昭和△年△月△日 【配偶者氏名】 蒲郡 太郎 【従前戸籍】 愛知県〇〇〇〇〇 信金 次郎	
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 令和〇年〇月〇日 〇〇市長 〇〇 〇〇			

# 相続人のご確認

## 相続関係図

民法の定める相続人は、配偶者と親族ですが、親族には相続の順番があります。  
配偶者は常に相続人となり、どの順位の相続人とも共同して相続人となります。  
被相続人(お亡くなりになった方)および法定相続人の氏名をP11の相続人関係図にご記入ください。

## 「法定相続人」確認フローチャート



## 「法定相続人」と「相続の順位」

順位	法定相続人	説明
——	配偶者	・配偶者は、常に相続人となる。
第1順位	子 (または孫等)	・性別、出生順序、「既婚・未婚」、「実子・養子」および「嫡出・非嫡出」の区別なく同順位である。 ・子が、被相続人より先に死亡している場合などは、その子の子(孫)が代襲相続する。 ・孫も先に死亡している場合は、さらにその孫の子(ひ孫)へと再代襲相続が続く。
第2順位	父母 (または祖父母)	・第1順位の相続人がいない場合に相続人となる。 ・「父母・祖父母」、「実親・養親」および「父系・母系」の区別なく同順位である。ただし、「父母」が優先する。 ・「父母」が両方とも被相続人より先に死亡している場合などは、「祖父母」が相続人となる。
第3順位	兄弟姉妹 (または甥・姪)	・第1順位、第2順位の相続人がいない場合に相続人となる。 ・「全血・半血」の区別なく同順位である。 ・兄弟姉妹が、被相続人より先に死亡している場合などは、その兄弟姉妹の子(甥・姪)までが代襲相続する。 ・代襲相続は一代限りのため、甥・姪が先に死亡していても、その子への再代襲相続はない。

## 「法定相続人」・「法定相続分」・「遺留分」

ご相続人の状況	法定相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子(または孫等)	配偶者	2分の1	4分の1
	子(または孫等)	2分の1	4分の1
配偶者と父母(または祖父母)	配偶者	3分の2	3分の1
	父母(または祖父母)	3分の1	6分の1
配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者	4分の3	2分の1
	兄弟姉妹(または甥・姪)	4分の1	なし
配偶者のみ	配偶者	全部	2分の1
子(または孫等)	子(または孫等)	全部	2分の1
父母(または祖父母)	父母(または祖父母)	全部	3分の1
兄弟姉妹(または甥・姪)	兄弟姉妹(または甥・姪)	全部	なし
相続人がいない場合	遺言がない場合、被相続人の「特別縁故者」へ分与されるものを除いて、財産はすべて国庫に帰属する。		

# 相続人関係図

被相続人様（お亡くなりになった方）に関する事項		
お名前		
生年月日	T・S・H・R	年 月 日
死亡日	R	年 月 日

### 第二順位

父母は、子およびその子の直系卑属がいない場合に、第二順位の相続人となります。父母がお亡くなりになっていて、祖父母がいる場合には祖父母が相続人になります。

祖父  
父  
祖母

祖父  
母  
祖母

【被相続人の戸籍謄本】  
出生～死亡まで確認できる戸籍謄本が必要です。

### 第一順位

子が第一順位の相続人となります。子が子や孫を残してお亡くなりになっている場合には、その子や孫が代襲相続人となります。

被相続人（お亡くなりになった方）

配偶者 常に相続人

続柄 子

続柄 孫(代襲相続)

【被相続人の戸籍謄本】  
出生～死亡まで確認できる戸籍謄本が必要です。

(注)第一順位の代襲相続はどこまでも下の代まで代襲して相続します。《子(死亡)、孫(死亡)であれば、孫の子に代襲が及びます》第三順位の代襲は兄弟姉妹の子までです。《孫には及びません》

### 第三順位

兄弟姉妹は、第一順位、第二順位の相続人がいない場合に、第三順位の相続人となります。また、兄弟姉妹の中にお亡くなりになっている方がいる場合には、その方の子(甥・姪)が代襲相続人となります。

続柄 兄弟姉妹

続柄 甥・姪(代襲相続)

上位順位の方が全て相続します。  
例) 配偶者がすでにお亡くなりになっていて、子と両親と弟がいる場合には、子が全て相続する。

【被相続人の戸籍謄本】  
出生～死亡まで確認できる戸籍謄本が必要です。

# 一般的な相続のお手続きについて

ここで記載させていただくお手続きは一般的な事例です。遺言書がある場合、相続人に未成年の方が含まれる場合、家庭裁判所の調停や審判による場合等、個々の事例毎にお手続きや必要書類が異なりますので、ご不明な点は窓口にお申し出ください。なお、**必要書類につきましては、原本が必要となります。**書類の種類によっては、写しでご対応させていただくものもございますが、その場合でも原本を確認のうえで、当金庫でコピーをとらせていただきますので、必ず原本をお持ちください。

## 【1】一般的な相続手続の概要

お取引内容	概 要
預金取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、相続人様をご指定された日にご解約させていただきます。この際、満期前の中途解約利率となります。また、外貨預金につきましては、解約日の外国為替相場の影響を受けます。</li> <li>・1つのお取引口座において相続人様がお1人となる場合は、名義変更によることもできます。この場合は、継続扱いとなります。</li> </ul>
債券取引 (国債等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、相続人様をご指定された日に売却させていただきます。この際、相場の影響を受けるものもございます。</li> </ul>
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つのお取引において相続人様がお1人となる場合は、名義変更によることもできます。この場合は、継続扱いとなります。</li> </ul>
保険取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫でご加入いただいた保険商品であっても、個々の保険会社による対応となります。</li> </ul>
貸金庫取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご解約させていただきます。</li> </ul>
出 資 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご逝去されたからの経過期間によって、脱退払戻または名義変更のどちらかの対応とさせていただきます。</li> </ul>
融資取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務引受、保証脱退等の特別なお手続きが必要となります。</li> </ul>

## 【2】基本的な必要書類

必要書類	詳 細	発行先
(相続)依頼書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫所定の「(相続)依頼書」。</li> <li>・相続のケースにより、署名捺印して頂く方が異なります。</li> <li>・ご捺印は実印にてお願いします。</li> </ul>	当金庫
ご逝去された方 (被相続人)の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時から死亡時までの連続したすべての戸籍(除籍、改製原戸籍を含む)謄本。</li> </ul>	本籍所在の市町村役場
相続人の 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼書に署名捺印されるすべての相続人の方の印鑑登録証明書。 ※相続依頼書作成日付以前6か月(融資がある場合は3か月)以内のものに限ります。</li> <li>・海外在留の方は、大使館等で発行される「サイン証明」で代えられます。</li> </ul>	現住所の市町村役場
通帳・証書・出資証券・ キャッシュカード等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご逝去された方が当金庫とのお取引で所持されていたもの。 ※通帳・証書・出資証券・キャッシュカード等について、お探しいただいても見つからない場合には、その旨窓口へお申し出ください。</li> </ul>	—————
ご本人様を確認 できる公的証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人様または代理としてご来店される方の本人確認をさせていただきます。</li> <li>・公的証明書としては、運転免許証、保険証、パスポート、住民基本台帳カード等をご用意ください。なお、有効期限のあるものは、有効期限内に限ります。</li> </ul>	—————
ご実印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続手続を実際に行われる方(財産を受け取られる方または代理の方)のもの。</li> </ul>	—————

# 相続の方法と必要書類チェック

## お亡くなりになったことのお申し出など

### 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

※相続のお手続きが完了するまで、被相続人(お亡くなりになった方)のご預金等のお引出し、ご入金のお取扱いはできなくなります。 →P03

※被相続人(お亡くなりになった方)の残高証明書などの発行が必要な場合 →P04

### 〈一般的な相続お手続き〉



### 遺言書について

遺言はその人の財産の処分に関する最終意思でもあり、その意思の正確さが必要なため一定の方式が要求されますが、遺言の一般的な方式は上記の①～③の3種類です。

## 限定承認手続き、相続放棄の手続き

### 限定承認

相続人が遺産を相続するときに相続財産を責任の限度として相続すること。つまり、相続する借金などが、相続する財産よりも多い(債務超過)時には、被相続人から承継する相続財産の限度で、被相続人の借金などの支払をするという、限度付きの相続のことで。

### 分割協議成立

相続人が決まり、財産や債務の調査が終わった場合には、その財産や債務を相続人の間でどのように分けるかを定めることを遺産分割(協議)といい、この協議の内容をまとめたものが遺産分割協議書です。

(注)相続人の中に未成年者がいる場合は、未成年者の住所地の家庭裁判所へ特別代理人の選任の申し立てを行う必要があります。

ご用意いただく書類については →P14

6 遺産分割協議書の場合

### 分割協議不成立

### 家庭裁判所の調停・審判

相続人全員の合意による分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停または審判の手続きによって遺産を分割することになります。

ご用意いただく書類については →P14

7 家庭裁判所による分割の場合

ご預金等相続のお手続きに際して、ご用意いただく書類などはP14をご覧ください。

# ご提出いただく書類

ご用意いただく書類等は、お取引内容や「遺言書」「遺産分割協議書」の有無等により異なります。

表のご用意いただく必要書類は一般的なものを記載しています。

お客さまの状況に応じて、追加でご用意いただく書類が必要となる場合があります。

※P13の「相続の方法と必要書類チェック」であてはまる番号の内容をご確認ください。

ご用意いただく必要書類等 <small>( 原本のご提出をお願いいたします。 写しをとらせていただき、 確認後に原本をご返却します。 )</small>	書類発行元	公正証書遺言書がある場合		公正証書遺言書以外の遺言書がある場合		遺言書なし		
		1 遺言執行者がいる場合	2 遺言執行者がいない場合	3 遺言執行者がいる場合	4 遺言執行者がいない場合	5 遺言/分割協議書がなく相続人全員による手続きの場合	6 遺産分割協議書の場合	7 家庭裁判所による分割の場合
遺言書	お客様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
被相続人の通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード等	お客様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
遺産分割協議書	お客様	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—
遺言書検認調書謄本または検認証明書等 ※注1	家庭裁判所	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
遺言執行者選任審判書謄本 (遺言書上で遺言執行者の指定ある場合は不要)	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
調停調書謄(正)本 審判調書謄(正)本および審判確定証明書 和解調書謄(正)本 (いずれか)	家庭裁判所	—	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>
相続手続依頼書 (当金庫にて書類確認後発行) →P17~P20	当金庫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
被相続人の戸籍謄本および除籍謄本 ※注2	市町村役場	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本または除籍謄本 ※注2	市町村役場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—
遺言執行者の印鑑登録証明書 ※注3	市町村役場	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
特定相続人の印鑑登録証明書 ※注3	市町村役場	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—	—	<input type="checkbox"/>
相続人の戸籍謄本 ※注2 (必要に応じて提示していただけます)	市町村役場	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
相続人全員の印鑑登録証明書 ※注3	市町村役場	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—

※注1:遺言書保管制度利用の場合は、遺言書情報証明書 ※注2:法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」でも可

※注3:相続依頼書作成日付以前6か月(融資がある場合は3か月)以内のもの。

## ● 該当のある場合にご提出いただく書類

	ご提出いただく書類	書類の入手先	ご説明(ご注意いただく点など)
<input type="checkbox"/>	新印鑑票(名義変更の場合)	当金庫窓口	相続預金の解約ではなく、名義変更を希望される場合にご提出をお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	非課税貯蓄者死亡届出書(マル優)	当金庫窓口	非課税貯蓄預金(マル優)の取引がある場合にご提出をお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	出資証券	お客様	
<input type="checkbox"/>	出資金申込書兼印鑑票(新規・増口・譲受)	当金庫窓口	相続人が出資を引継がれる場合にご提出いただけます。
<input type="checkbox"/>	出資譲渡(脱退)申込書	当金庫窓口	出資の相続手続きをする場合にご提出をお願いいたします。

※保険取引がある場合、当金庫でご加入いただいた保険商品であっても、個々の保険会社所定のお手続きが必要となりますので、各保険会社へお問い合わせください。

※上記のほかに必要な書類のご提出をお願いする場合があります。

# その他の事由により、補完的に必要となる書類等

特殊事情	相続手続の相手方	必要書類等	書類発行元
相続放棄がある場合	相続放棄された方 相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> ①相続放棄申述書に対する家庭裁判所の「受理証明書」または「審判書謄本」	家庭裁判所
相続人が不在の場合	相続財産管理人	<input type="checkbox"/> ①相続財産管理人選任審判書謄本	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ②相続預金の払戻に関して家庭裁判所の許可のあった事を証する書面	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ③相続財産管理人の印鑑登録証明書	市町村役場
相続分不存在証明書がある場合	特別受益者 相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> ①相続分不存在証明書、または特別受益証明書	家庭裁判所
相続欠格がある場合	相続欠格者 相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> ①警察または裁判所の証明書など	家庭裁判所 警察署等
相続人の廃除がある場合	相続廃除された方 相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> ①戸籍謄本 (廃除の事実が戸籍に記載されているもの)	市町村役場
相続人の中に未成年者が1人でもいる場合※1	親権者 未成年後見人 特別代理人 相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> ①特別代理人選任審判書謄本 ・通常、「親権者」が手続を行います。 ・相続人でもある親権者と未成年者が、利益相反関係にある場合、遺産分割協議を行うためには、特別代理人の選任が必要です。ただし、遺言書がある場合は不要です。(親権者で手続可)	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ②遺言書または家庭裁判所の未成年後見人選任審判書謄本(親権者がいない場合)	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ③親権者、未成年後見人または特別代理人の印鑑登録証明書	市町村役場
相続人の中に成年被後見人等がいる場合※1	後見人 任意後見人 補助人 保佐人 後見監督人 特別代理人 相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> ①登記事項証明書	法務局
		<input type="checkbox"/> ②代理権目録(※任意後見人・保佐人・補助人の場合に確認。)	法務局
		<input type="checkbox"/> ③特別代理人選任審判書謄本 ・通常、「後見人」が手続を行います。 ・遺産分割協議を行う場合で、相続人でもある後見人と被後見人が利益相反関係にあるときは、「後見監督人」が手続を行います。後見監督人が選任されていない場合は、特別代理人の選任が必要です。ただし、遺言書がある場合は不要です(後見人で手続可)。	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ④後見人等、後見監督人、または特別代理人の印鑑登録証明書	市町村役場

特殊事情	相続手続の相手方	必要書類等	書類発行元
被相続人が 外国籍の場合	相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> 相続手続は、原則、被相続人の本国法によるものとされ、国によって法律および必要書類が異なります。被相続人の国籍を有する在日公館(大使館・公使館・領事館等)にご照会いただき、ご不明な場合は、当金庫にお問い合わせください。	大使館 公使館 領事館等
海外に 居住している 相続人がいる場合	海外居住の相続人 相続手続依頼者等	<input type="checkbox"/> ①海外在住地の日本領事館等発行の「署名(サイン)証明書」「在留証明書」等	海外在住地の 日本領事館等
		<input type="checkbox"/> ②海外居住者である相続人本人が来店する場合は「パスポート」「住民票」等(住所が確認できる公的書類) ・なお、相続人、または被相続人が海外居住の場合でも、被相続人の国籍が日本である限り、相続手続は日本法に基づいて行うことになります。	相続人等
限定承認が ある場合	相続財産管理人	<input type="checkbox"/> ①限定承認審判書謄本 (申述書に受理の記載があるもの)	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ②相続財産管理人選任審判書謄本	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ③相続財産管理人の印鑑登録証明書	市町村役場
認知症の人が いる場合	成年後見人等 特別代理人	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所への申し立てによる成年後見制度にもとづく「成年後見人」等や「特別代理人」の選任手続が必要になります。認知症の相続人の代わりに「成年後見人」等や「特別代理人」が相続手続を行います。 ※詳しい手続は、管轄の家庭裁判所にお問い合わせください。	———
		<input type="checkbox"/> ①登記事項証明書(選任登記済の場合)	法務局
		<input type="checkbox"/> ②成年後見人選任審判書謄本と確定証明書	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ③特別代理人選任審判書謄本	家庭裁判所
		<input type="checkbox"/> ④成年後見人等、または特別代理人の印鑑登録証明書	市町村役場

# 「相続手続依頼書」について

【1】「相続手続依頼書」には、相続人の皆さま全員が各自直筆で署名し、各自のご実印を押捺してください。

- ご記入事項を訂正される場合は、当該箇所全てに必ず訂正印をご捺印ください。
- ご実印の押捺において、押捺欄に「複数捺印」「不鮮明」「重ね押し」の場合は受付ができませんので、新しい用紙をご使用ください。

## 記入例

### 〈表面〉

相続手続依頼書は記入例を参照いただき、ご記入ください。

おところ・おなまえは印鑑登録証明書のとおりにご記入ください。

※依頼日はすべての印鑑登録証明書の日付より後ろにしてください。

### 相続手続依頼書(名義変更・払戻し依頼書)

蒲郡信用金庫 御中		依頼日※ 令和0年 00月 00日
被相続人 おなまえ (フリガナ) ガマシ 九郎 <b>蒲信 太郎</b>	死亡日 平成(令和) ( ) 0年 00月 00日	

1 相続関係者 ※必ずご本人さまが署名・捺印してください。  
 ※代表者の方は該当□にレをつけてください。また、おところとお電話番号も記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> 遺言執行者 ・ <input type="checkbox"/> 受遺者 ・ <input type="checkbox"/> 遺産整理受任者 ・ <input type="checkbox"/> ( )	〒000-0000 お電話(0000)00-0000 携帯電話(000)000-0000
おところ <b>〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇</b>	
(フリガナ) ガマシ 一郎 おなまえ <b>蒲信 一郎</b>	(実印)
【外為法に基づく確認】相続人関係者の中に北朝鮮に在住されている方はいらっしゃいますか？ <input checked="" type="checkbox"/> いません <input type="checkbox"/> います	
おところ <input checked="" type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> ( ) 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 (フリガナ) ガマシ ハナコ おなまえ <b>蒲信 花子</b>	(実印)
おところ <input type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> ( )	おところ <input checked="" type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> ( ) 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 (フリガナ) ガマシ ジロウ おなまえ <b>蒲信 次郎</b>
(フリガナ) ( ) おなまえ ( )	(フリガナ) ( ) おなまえ ( )
おところ <input type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> ( )	おところ <input type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> ( )
(フリガナ) ( ) おなまえ ( )	(フリガナ) ( ) おなまえ ( )
おところ <input type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> 保証人	おところ <input type="checkbox"/> 相続人 ・ <input type="checkbox"/> 保証人
(フリガナ) ( ) おなまえ ( )	(フリガナ) ( ) おなまえ ( )

・上記被相続人と貴金庫との取引における相続手続については、次のとおりお取扱ってください。  
 ・諸手続は預金規定等に関わらず貴金庫所定の方法で行い、また各種取引に付随する諸契約は相続手続時に解除されても異存はありません。相続預金(出資含む)支払については、預金払戻請求書または署名捺印した証券等の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお支払いください。  
 ・貴金庫との諸手続については相続関係者を代表して上記代表者が一切の手続を行いますので、代表者の依頼に基づき取扱ってください。ただし、名義変更の場合は、名義人による口座開設にかかわる手続をいたします。  
 ・本件の取扱いに関して、私ども(私)以外の者から権利主張された場合は、私ども(私)が連帯して責任を負い貴金庫には一切迷惑、損害をおかけいたしません。なお、他の相続人等権利を主張する者が開示を求めた場合、貴金庫が本依頼書を開示することに同意します。  
 ・また、私ども(私)が提出した書類に記載された本籍地などの機微情報を、貴金庫が相続人の確認および相続事務に利用することに同意します。なお私ども(私)以外の相続人も同意しています。

- 2 相続方法等  
 相続方法は次の○を付した項目で行います。
- A 相続人全員の遺産分割協議 (協議書 有・無)
- B 家庭裁判所の調停・審判
- C 遺言

D 遺言無し、遺産分割協議書無し。定額以下、本来であれば、全ての相続人連署の上、ご依頼すべきことですが、諸事情により上記の相続人および保証人の署名捺印での取引をお願いします。

E \_\_\_\_\_

【2】遺言書・審判書等がある場合で、相続人全員の署名・捺印がそろわない場合は、遺言書・審判書等の原本をお取引店にお持ちのうえご相談ください。

3 相続する預金の明細および取扱内容等

(当座勘定取引における未使用小切手・手形を裏面記載のとおり返戻します\*)  
 総合口座取引の当座貸越金は定期預金(定期積金)と相殺してください。

店番	預金等		提出できない物件 (該当に○をつけてください)	取扱内容	
	①預金種類	口座番号・取扱番号等		②区分	相続人(名義変更時の第五者人)
0000	普通預金	0000000	通帳・証券・カード	私戻	蒲信 一郎
0000	普通預金	0000000	通帳・証券・カード	私戻	蒲信 花子
	普通預金・定期預金	以下余白	通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	
	普通預金・定期預金		通帳・証券・カード	私戻	

「取扱内容欄の記入方法」

①預金種類  
 該当する預金種類を○で囲んでください。その他の場合は( )に記入してください。

②取扱内容区分  
 私戻・名義変更の該当する文言を○で囲んでください。普通預金等の流動性預金は私戻のみの取扱いとなります。名義変更する場合は口座店に新名義人の口座が開設されている事が条件となります。

(注)  
 ○記入のない場合や、名義変更を希望されている、口座未開設等別途手続きの必要な場合は、私戻にて手続きいたします。

お取扱内容につきましては  
 取引店にて  
 ご確認ください。

※被相続人名義の通帳・証券・キャッシュカード等が提出できないことについて  
 上記物件のうち、本日提出できなかった物件については後日発見した場合には直ちに貴金庫に返却いたします。

4 相続する出資持分および取扱内容

店番	会員番号	口数	相続人
	以下余白		

\*脱退による私戻は、死亡日の事業年度終了後以降の私戻になります。  
 未払配当金については、別途私戻になります。

5 相続預金払戻金等の取扱

預金払戻金、出資持分・配当金を、次の口座に振込してください。 お受取人:  代表者  上記3の取扱内容のとおり

お受取人(相続関係人)	金融機関・店名	科目	口座番号
A 蒲信 一郎	蒲郡 銀行 本 店	普通預金	0000000
B	信金 銀行 店	普通預金	
C	信金 銀行 店	普通預金	
D	信金 銀行 店	普通預金	

(注1) 所定の振込手数料を差し引きのうえ、振込させていただきます。  
 (注2) 分期できない振込金額はAに計算します。

通帳・証券等は次の①②を付したとりの取扱ください。

- (1) 処理済および名義変更した通帳・証券等は、私(相続人が複数の場合は相続人代表)の住所宛に郵送してください。
- (2) 通帳・証券等は、私(相続人が複数の場合は相続人代表)が金庫の取扱店で受け取ります。

6 その他

- (1) 本依頼書において、権利関係に変更が生じない軽微な誤記、記入漏れがあった場合には、相続人代表が単独で訂正することに同意します。
- (2) 本依頼書の記入に先立ち、一部の相続人から貴金庫に差入れられた「念書」に基づき、貴金庫が被相続人の死亡後も引き続き行っていた「被相続人が結んでいた口座振替契約に基づく私戻しや同人名義の預金に対する振込入金等」について、私ども全員が同意します。
- (3) 借入金あるいは保証債務がある場合、別途手続きを行うことに同意します。

# 「相続手続依頼書」について

## 記入例

〈裏面〉

(投資信託がある場合)

相続手続依頼書は記入例を参照いただき、ご記入ください。

### 7 相続する有価証券の取扱

相続手続の完了前に生じた当該有価証券の利払・償還金・分配金については、貴金庫所定の方法により保管されている口座より払い出すとともに、下記名義人が「債券取引口座(設定・変更)申込書」または「投信取引口座設定申込書」にて指定している口座へ入金してください。

また、相続する投資信託が自動ついで投資コースのファンドで、当該ファンドを初めて保有する場合、貴金庫の自動ついで投資約款に基づき、自動ついで投資契約を締結し、自動ついで投資口座を開設します。

(1) 相続する有価証券の明細および取扱内容等

店番	預り証番号	銘柄名	額面金額	取扱内容	
				区分	相続人(名義変更時の新名義人)
0000	0000000	〇〇〇〇〇〇	0,000,000円	払戻 名義変更	蒲信 花子
	以下余白			払戻 名義変更	
				払戻 名義変更	

(注) 名義変更には、当金庫で債券口座が開設されている事が条件となります。

ファンド名	口数	名義変更 (新名義人)	取扱内容	
			相続後の収益分配金の取扱い	
〇〇〇〇〇〇	0000口	蒲信 一郎	<input type="checkbox"/> 再投資してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 再投資を停止し、指定預金口座に振り込んでください。
以下余白		(新名義人)	<input type="checkbox"/> 再投資してください。	<input type="checkbox"/> 再投資を停止し、指定預金口座に振り込んでください。
		(新名義人)	<input type="checkbox"/> 再投資してください。	<input type="checkbox"/> 再投資を停止し、指定預金口座に振り込んでください。
		(新名義人)	<input type="checkbox"/> 再投資してください。	<input type="checkbox"/> 再投資を停止し、指定預金口座に振り込んでください。
		(新名義人)	<input type="checkbox"/> 再投資してください。	<input type="checkbox"/> 再投資を停止し、指定預金口座に振り込んでください。
		(新名義人)	<input type="checkbox"/> 再投資してください。	<input type="checkbox"/> 再投資を停止し、指定預金口座に振り込んでください。
		(新名義人)	<input type="checkbox"/> 再投資してください。	<input type="checkbox"/> 再投資を停止し、指定預金口座に振り込んでください。

(注1) 名義変更には、当金庫で投信取引口座が開設されている事が条件となります。

(注2) 収益分配金の取扱いが「再投資」に限られているファンドの場合、上記の指示内容に係らず、「再投資」として手続きいたします。

(注3) 上記に記載の口数と移管日における口数が異なる場合、移管日における口数によります。

(2) 被相続人が次の取引をしていた場合、租税特別措置法の規定によりこの旨を届け出ます。

特定口座開設者死亡届出書		蒲郡信用金庫特定口座(特定保管勘定)	
租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けている特定口座開設者が死亡し、当該特定口座につきその相続が開始されましたので、租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定により、この旨届け出ます。			
特定口座開設者死亡届出書兼非課税口座開設者死亡届出書(NISA)			
租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けている非課税口座開設者が死亡しましたので、租税特別措置法施行令第25条の13の5の規定により、この旨届け出ます。			
未成年者口座開設者死亡届出書(ジュニアNISA)			
租税特別措置法第9条の9第1項及び同法第37条の14の2第1項から第4項までの規定の適用を受けている未成年者口座開設者が死亡しましたので、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて適用する第25条の13の5の規定により、この旨届け出ます。			
非課税口座に設けられていた非課税管理勘定または累積投資勘定に係る勘定期間の区分		<input type="checkbox"/> 非課税管理勘定(第1期) 2014年1月1日～2017年12月31日 <input type="checkbox"/> 非課税管理勘定(第2期) 2018年1月1日～2023年12月31日 <input type="checkbox"/> 累積投資勘定 2018年1月1日～2037年12月31日	
(未成年者は記入不要)			
被相続人の生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	被相続人の取引口座番号	
営業所の名称	蒲郡信用金庫(取扱店)	所在地	

店番	被相続人の顧客No	(金庫使用欄)	原本保管店	部店長印	証印	受付印

用度品No555100 2021.12 A3 e-inheritance 2021.11.25リーガルチェック済

(3) 相続上場株式等の取得証明発行依頼書兼相続上場株式等移管依頼書兼  
特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書

- ① 下記被相続人の一般口座内に相続上場株式等がある場合は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、下記被相続人の相続上場株式等を相続人の特定口座に移管するため、被相続人の相続上場株式等について、「相続上場株式等の取得証明書」の発行を依頼します。また、発行後の証明書は、本依頼書に添付してください。
- ② 租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項の規定に基づき、左記7(1)に示す相続上場株式等を相続人の特定口座に移管することを依頼します。
- ③ 相続人が相続手続きまでに特定口座を開設しない場合は、本依頼書の内容に係らず、相続人の一般口座に移管してください。
- ④ 特定口座から、一般口座へ移管する場合、特定口座から一旦払い出した後に移管してください。

◆ 被相続人の氏名・住所等

おなまえ	表面記載のとおり	死亡年月日	表面記載のとおり
おところ	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇		
営業所の名称	蒲郡信用金庫 (所在地) (取扱店)		
口座の名称	蒲郡信用金庫(取扱店) ( <input type="checkbox"/> 特定口座 <input type="checkbox"/> 一般口座)	被相続人の 取引口座番号	

◇ 相続人の氏名・住所等

おなまえ	蒲信 一郎	生年月日	大正(昭和)平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
おところ	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇		
営業所の名称	蒲郡信用金庫 (所在地) (取扱店)		
口座の名称	蒲郡信用金庫(取扱店) ( <input type="checkbox"/> 特定口座 <input type="checkbox"/> 一般口座)	相続人の 取引口座番号	

左記<7(1)>において、相続人が複数名いる場合、下欄にご記入ください。

おなまえ		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
おところ			
営業所の名称	蒲郡信用金庫 (所在地) (取扱店)		
口座の名称	蒲郡信用金庫(取扱店) ( <input type="checkbox"/> 特定口座 <input type="checkbox"/> 一般口座)	相続人の 取引口座番号	

相続上場株式等の明細欄

銘柄・ファンド名	額面金額・口数	(新名義人)
左記<7(1)>記載のとおり		

<<留意事項>>

- ① 特定口座から一般口座に移管する場合、移管後の取得日および取得価額につきましては、特定口座での取得日および取得価額を引き継ぎます。
- ② 受渡が完了していない銘柄は振替できません。

\* 返戻した未使用小切手用紙・手形用紙の明細

種類	用紙記番号		枚数	廃棄	
	No	~No		支店長	立会者
小切手用紙	No	~No	枚		
約束手形用紙	No	~No	枚		
為替手形用紙	No	~No	枚		

投資信託がある  
場合のみご記入  
ください。

# 市区町村の役所・役場の方へ

今般、被相続人の方のご逝去により、相続が発生しており、預金等の相続手続を行うにあたり次の書類が必要となっております。

- ①被相続人の出生時から死亡時までの連続したすべての戸籍(除籍、改製原戸籍を含む)謄本。
- ②相続人の中でご逝去されている方がいらっしゃる場合、当該相続人の出生時から死亡時までの連続したすべての戸籍(除籍、改製原戸籍を含む)謄本。
- ③被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本。
- ④特定相続人が相続人とわかる戸籍謄本。
- ⑤相続人全員の印鑑登録証明書。
- ⑥特定相続人の印鑑登録証明書。

転籍等により、貴役所・役場にて、上記の書類が完備されない場合には、その点についてご請求者様にご教示いただきますようお願い申し上げます。なお、ご請求者様に漏れなく必要書類をご用意いただくため、ご不明な点等ございましたら、当金庫のお取引店または相続センターまでお問い合わせください。

## 【ご参考】法定相続人の範囲

被相続人との続柄	相続人となるケース
配偶者	・常に相続人です。
子(含、養子)	・相続人です。 ・普通養子の場合は、実親・養親双方の相続人となります。 ・特別養子の場合は、養親の相続人とはなりますが、実親の相続人にはなりません。
孫	・相続人である子(孫の親)が被相続人より前にご逝去されている場合に相続人になります(代襲相続人)。
直系尊属 (父母(含、養父母)、祖父母)	・被相続人に子、孫等の直系卑属がない場合に相続人になります。 なお、親等が近い方から順番に相続人になります。
兄弟姉妹	・被相続人に子、孫等の直系卑属がおらず、直系尊属も被相続人のご逝去より前にご逝去されている場合に相続人になります。
甥・姪	・被相続人に子、孫等の直系卑属がおらず、直系尊属も被相続人のご逝去より前にご逝去されている場合(兄弟姉妹が相続人となる場合)で当該兄弟姉妹が被相続人より前にご逝去されている場合に相続人になります(代襲相続人)。

ご提出いただく書類や記入方法など、当金庫の相続手続についてご不明な点がございましたら、お気軽に取扱店、または相続センターにお問い合わせください。

## 蒲郡信用金庫 相続センター

<電話番号> TEL. 0533-56-7868

<受付時間> 平日9:00~17:00